

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

1 相談窓口

- (1)電話番号 082-222-6608
- (2)FAX 番号 082-222-6609
- (3)担当者 管理者 宮田 真弓
- (4)受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

2 指定介護予防支援事業者・地域包括支援センター設置者

- (1)法人名 公益社団法人 広島県看護協会
- (2)所在地 広島市中区広瀬北町 9 番 2 号
- (3)電話番号 082-293-3362
- (4)代表者氏名 会 長 黒瀬 真理子

3 事業所の概要

- (1)事業所の種類 指定介護予防支援事業所・地域包括支援センター
- (2)事業所名称 広島市幟町地域包括支援センター
(平成 18 年 4 月 1 日広島市長指定第 3 号)
- (3)所在地 広島市中区東白島町 13 番 26 号
- (4)電話番号 082-222-6608
- (5)管理者氏名 宮田 真弓
- (6)事業の目的及び運営方針

1) 目標

どのような状態にある利用者であっても、生活機能の維持・向上を積極的に図り、要支援・要介護状態の予防及び重度化予防、軽減により本人の自己実現の達成を支援することを目標とします。

2) 運営方針

介護予防に対する取り組みを、高齢者自ら自主的に・継続的に行うこと、また、必要な知識の普及と理解、日常における取組の実践、定着を図ります。

(7)事業の実施地域

幟町圏域（幟町中学校区（基町小学校区を除く。））

(8)営業日及び営業時間

月曜日から土曜日：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

ただし、国民の休日、8 月 14 日～16 日及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除きます。

4 職員の体制

職 種	常 勤	非常勤	職 務 内 容
(1)管理者	1 名	—	管理業務（主任介護支援専門員を兼務）
(2)保健師	2 名	名	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務

(3) 看護師	2 名	名	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務
(4) 主任介護支援専門員	1 名	名	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務
(5) 介護支援専門員	名	名	
(6) 社会福祉士	1 名	名	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務
(7) 事務員	名	1 名	請求事務等

5 提供する指定介護予防支援等の内容

指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（以下「指定介護予防支援等」といいます。）は、利用者の介護予防に資することを目的として実施し、医療サービスとの連携に十分配慮するとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう支援します。

提供する指定介護予防支援等の質の評価を行い、常にその改善を図ります。

(1) 計画作成等業務

- ① 事業者は担当職員に介護予防サービス・支援計画の作成等の業務（以下「計画作成等業務」という。）を担当させます。
- ② 当該地域における指定介護予防サービス事業者、指定介護予防地域密着型介護予防サービス事業者、介護予防・日常生活支援総合事業を行う者その他の者（以下「指定介護予防サービス事業者等」といいます。）に関するサービスの内容、利用料等の情報を公平かつ適正に利用者又はそのご家族に対して提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- ③ 利用者について、その有している生活機能や健康状態、置かれている環境等を把握したうえで、利用者及びそのご家族の意欲及び意向を踏まえて、利用者が現に抱えている問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握します。
- ④ 課題の把握にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びそのご家族に面接して行います。
- ⑤ 利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びそのご家族の意向を踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、利用者及び指定介護予防サービス事業者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス・支援計画の原案を作成します（広島市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱第6条第2号に規定するケアマネジメントB（以下「ケアマネジメントB」という。）を実施する場合を除く。）。

利用者は担当職員に対し、複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介を求めることや、介護予防サービス・支援計画の原案に位置づけた指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

- ⑥ 介護予防サービス・支援計画原案に位置づけた指定介護予防サービス等について、保険給付等の対象となるかどうかを区分したうえで、サービスの種類、内容、利用料等について、利用者から文書による同意を得ます（ケアマネジメントBを実施する場合を除く。）。

(2) 計画作成等業務後の連絡調整等

- ① サービスの実施状況の把握を行い、介護予防サービス・支援計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ② 介護予防サービス・支援計画に位置付けた支援の期間が終了するときは、介護予防サービス・支援計画の達成状況について評価します（ケアマネジメントBを実施する場合を除く。）。

く。).

- ③ 利用者及びそのご家族との連絡を継続的に行います。
- ④ 利用者の意向を踏まえ、要介護認定等必要な援助を行います。

(3) 介護保険施設への紹介等

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の援助を行います。

(4) 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所との連携

利用者が居宅サービスから介護予防小規模多機能型居宅介護の利用へ移行する前に、利用者の必要な情報を介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に提供し、当該事業所における介護予防サービス等の利用に係る計画の作成等に協力します。

6 入院時の対応

病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えてください。

またその場合に備えて、担当職員の氏名並びに当該事業所の名称及び連絡先等について記載したものを、介護保険被保険者証や健康保険被保険者証等とともに保管しておいてください。

7 業務の委託

- (1) 利用者が要支援者である場合は、事業者は利用者の同意を得たうえで、利用者に提供する指定介護予防支援等業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができるものとします。
- (2) 利用者は、委託した指定居宅介護支援事業者の変更を申し出ることができるものとします。

8 料金

- (1) 指定介護予防支援に要した費用については、介護保険法第58条第4項の規定に基づいて、事業者が受領(法定代理受領)する場合は、利用者の自己負担はありません。
- (2) 利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が法定代理受領をできない場合は、指定介護予防支援に要した費用について、次表に定める額を負担していただきます。

この場合、事業者は当該指定介護予防支援に要した費用等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に交付します。

「指定介護予防支援に要する費用」

区 分	単 位 数	1単位当たりの単価	金 額
イ	442 単位	10.70 円	4,729 円
イ+ロ	742 単位		7,939 円
イ+ハ	742 単位		7,939 円
イ+ニ	438 単位		4,686 円
イ+ホ	438 単位		4,686 円
イ+ロ+ハ	1,042 単位		11,149 円

イ+ロ+ニ	738 単位		7,896 円
イ+ロ+ホ	738 単位		7,896 円
イ+ハ+ニ	738 単位		7,896 円
イ+ハ+ホ	738 単位		7,896 円
イ+ニ+ホ	434 単位		4,643 円
イ+ロ+ハ+ニ	1,038 単位		11,106 円
イ+ロ+ハ+ホ	1,038 単位		11,106 円
イ+ロ+ニ+ホ	734 単位		7,853 円
イ+ハ+ニ+ホ	734 単位		7,853 円
イ+ロ+ハ+ニ+ホ	1,034 単位		11,063 円

イは介護予防支援費、ロは初回加算、ハは委託連携加算、ニは高齢者虐待防止措置未実施減算、ホは業務継続計画未策定減算を示します。

- (3) 介護予防ケアマネジメントに要した費用については、利用者の自己負担はありません。

9 料金の支払方法

上記8(2)の料金は、1月ごとに計算し、毎月10日までに前月分の請求をいたしますので、請求のあった日から30日以内にお支払ください。

※支払方法を記載する。

10 契約期間

契約の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとなります。

ただし、契約の期間の満了日の7日前までに利用者から契約終了の申出がないときは、この契約は有効期間の満了日の翌日から1年間自動更新されます。

次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

11 契約の終了

- (1) 契約期間中に、以下の事項に該当するに至った場合には、事業者との契約は終了します。

- ① 利用者が死亡したとき
- ② 利用者が要介護者(要介護1～5)に該当すると認定されたとき
- ③ 利用者が要介護者、要支援者又は事業対象者のいずれにも該当しないと認定されたとき
- ④ 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用介護予防居宅介護費を算定する場合を除く。)又は介護予防認知症対応型共同生活介護(介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。)の利用を開始したとき

- (2) 契約の有効期間中、この契約を解約することができます。この場合には、契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。

また、以下の事項に該当する場合には、直ちに契約を解約することができます。

- ① 事業者が、正当な理由なく、介護保険法令及びこの契約書に定めた事項を遵守せずにサービスの提供を怠ったとき
- ② 事業者が守秘義務に違反したとき
- ③ 事業者が故意又は過失により利用者及びそのご家族の身体・財産・信用等を傷つけ、又

は著しい不信行為、その他この契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(3) 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、この契約を解除することができません。

- ① 指定介護予防支援等の提供にあたり、利用者が心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者が、故意又は重大な過失により事業者若しくは担当者の生命・身体・財産・信用等を傷付け、又は著しい不信行為を行うことなどによってこの契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

12 損害賠償

利用者に対するサービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者に損害を及ぼしたときは、速やかに損害を賠償します。但し、利用者又はそのご家族に重大な過失があるときは、賠償額を減額することがあります。

13 苦情受付

- (1) 苦情・相談受付窓口(担当者)：看護師 榎林 智恵 社会福祉士 佐伯 直美
- (2) 連絡先：広島市中区東白島町 13 番 26 号 広島市鞆町地域包括支援センター
電話 082-222-6608

14 虐待の防止

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施します。
- (4) 虐待の防止に関する担当者を選定します。
虐待防止に関する担当者：管理者 宮田 真弓

令和 年 月 日

指定介護予防支援等の提供の開始にあたり、事業者は、本書面により重要事項の説明を行い、利用者はこれを了承しました。

指定介護予防支援事業者・地域包括支援センター設置者 公益社団法人 広島県看護協会

説明者 広島市鞆町地域包括支援センター

氏名

印

利用者

住所

氏名

印

代理人

住所

氏名

印

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所名	広島市幟町地域包括支援センター
事業名	介護予防支援

措 置 の 概 要													
1	利用者からの相談または苦情等に対応する常設窓口（連絡先）、苦情解決責任者・苦情受付担当者の設置 <table style="width: 100%;"> <tr> <td>苦情解決責任者</td><td>センター長（管理者） 宮田 真弓</td></tr> <tr> <td>苦情受付担当者</td><td>看護師 楨林 智恵 社会福祉士 佐伯 直美</td></tr> <tr> <td>連絡先</td><td>広島市中区東白島町13番26号</td></tr> <tr> <td>電話</td><td>082-222-6608</td></tr> <tr> <td>FAX</td><td>082-222-6609</td></tr> <tr> <td>対応時間</td><td>8:30～17:15</td></tr> </table>	苦情解決責任者	センター長（管理者） 宮田 真弓	苦情受付担当者	看護師 楨林 智恵 社会福祉士 佐伯 直美	連絡先	広島市中区東白島町13番26号	電話	082-222-6608	FAX	082-222-6609	対応時間	8:30～17:15
苦情解決責任者	センター長（管理者） 宮田 真弓												
苦情受付担当者	看護師 楨林 智恵 社会福祉士 佐伯 直美												
連絡先	広島市中区東白島町13番26号												
電話	082-222-6608												
FAX	082-222-6609												
対応時間	8:30～17:15												
2	円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順 <pre> graph TD A[相談者] <--> 苦情申し出 B[指定介護予防支援・介護予防 ケアマネジメント事業者 苦情受付担当者] B --> C[広島市幟町地域包括支援センター 苦情解決責任者] B <--> 来所・訪問 D[関係機関] B <--> 相談 E["・広島県 ・広島県国民健康保険団体連合会 ・広島市"] E <--> 指導・助言 B </pre> （注） 迅速に対応し、相談者に回答、並びに処理する。												
3	苦情があったサービス事業者に対する対応方針等 介護予防サービス計画に基づいたサービスが適切に実施されているか確認して、サービス担当者会議を開催し検討する。												
4	その他：参考事項 指定介護予防支援事業所の管理者は、関係する事業者へ苦情処理報告を文章で行う。 行政機関連絡先：広島県国民健康保険団体連合会 082-554-0783 広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 082-504-2173 中区厚生部福祉課高齢介護係 082-504-2478												